

千葉工業大学体育会剣道部 部則

第一章 総則

(構成及び名称)

第1条 本剣道部は千葉工業大学体育会剣道部と称する(以下「本部」という)。本部は千葉工業大学(以下「本学」という)の学生たる剣道部員(以下「部員」という)を以って構成する。

(所在地)

第2条 本部の所在地は千葉県習志野市津田沼2丁目17番1号に置く。

(所属)

第3条 本部は、千葉工業大学体育会(以下「体育会」という)、全日本剣道連盟、千葉県剣道連盟、全日本学生剣道連盟、関東学生剣道連盟、千葉県学生剣道連盟、関東理工科系大学剣道連盟、習志野市剣道連盟に所属する。

(目的)

第4条 本部は、部員が剣道の研鑽を通じ、心身を鍛え、礼を尊び、以って自啓自発の気概ある人間の涵養を目的とする。

(活動)

第5条 本部は前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

1. 全日本剣道連盟、全日本学生剣道連盟、関東学生剣道連盟等本部に関係ある大会には原則として参加する。
2. 新入生および卒業生の前途を祝して歓迎会、送別会を行なう。
3. 夏期および春期休暇中に合宿を行なう。
4. 各年度内において学内個人選手権試合、および団体試合等を行なう。
5. 千葉工業大学剣道部OB会(以下「OB会」という)と密接な関連を保ち相互に協力し活動する。
6. 全日本剣道連盟の主催する段位審査会の審査を積極的に受審し、卒業までに昇段することを目指す。
7. その他、目的達成のために部長の認めた活動を行なう。

第二章 組織

(入部、退部)

第6条 部員とは、本部の活動内容に同意できる者とする。本部への入部希望者は、本人が署名、捺印をした入部届及び本部部則厳守の誓約書を部長に提出し、受理されることにより入部が認められる。また、本部の退部希望者は、退部理由を明確に記載の上、本人が署名、捺印した退部届を部長に提出し、指導役員、幹部で協議の結果、了承されることにより退部が認められる。

(権利及び義務)

第7条 部員は、第4条に定める目的遂行に関して平等の権利を有する。部員は相互の協力のもとに学生スポーツの精神に基づき第4条の目的遂行に努め、部則に従うものとする。部員は本学学生の本分をわきまえると共に部の定める練習には必ず出席し、研鑽を積む義務を負うものとする。

(部員特典)

第8条 部員は、本部から名札・手ぬぐい・木札を給され、本部が確保した道場等諸施設を常時利用することができ、本部の参加する大会・審査・研究会・講演会に参加することができる。

(部員の心得)

第9条 部員は、次の各項を遵守し、本部活動に専念して自己研鑽に努めるものとする。

1. 部員は部長・監督・コーチの指導を仰ぎ、日頃の稽古練習に励むとともに、学業を疎かにせず、部員相互に助け合い、友情を育むものとする。
2. 部員は予め申告した授業による欠席を除き、稽古練習に無断で遅刻欠席してはならない。
3. 部員は本学及び体育会が開催する行事等に必ず参加するものとする。
4. 部員は本部が参加する試合に出場し、また応援活動について積極的に参加するものとする。
5. 部員は体育会学生として節度ある服装及び髪型にするものとする。

(除名・退部勧告)

第10条 部員が、以下の事由に該当する場合、幹部会及び監督との協議の上、除名し若しくは退部勧告を発する。

1. 法律違反等不祥事を犯したとき

2. 本学ないし本部の名誉を著しく貶める行為があったとき
3. 稽古を怠るなど著しく活動を怠ったとき
4. その他これに準じる事由が生じたとき

(休部)

第 11 条 部員の休部は、原則として認めない。但し、病気・休学・学業等のやむを得ない事情があるときは、申し出により主将及び監督が承認した場合はこの限りではない。

第三章 役員

(役員)

第 12 条 本部には指導役員として、部長・顧問、監督、コーチ、師範を置く。

学生役員は、主将、副主将、主務、副主務、会計、副会計、幹事、副幹事、統制長、副統制長とする。任期は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

各学年 1 名の体育会本部員を選出する。任期は原則 4 年間とする。

(任命・解任)

第 13 条 各役員任命、解任は次の通りとする。

1. 部長・顧問は、本部から推薦された本学教職員を、学長によって委嘱、解嘱される。
2. 監督、助監督、コーチは部長によって任命、解任される。
3. 師範は、指導役員、OB 会役員などの総意によって定められ、部長によって任命、解任される。
4. 次期学生役員は毎年度 10 月までに指導役員・学生役員によって選出され部長の承認を得て、部長により任命、解任される。
5. 部長は前項に基づき選定された学生役員を幹部交代式によって任命する。
6. 役員が以下の事由に該当する場合、当該役員を除く指導役員と学生役員が協議の上、解職する。
 - ①法律違反等不祥事を犯したとき。
 - ②本学ないし本部の名誉を著しく貶める行為があったとき。
 - ③指導者としての活動を怠ったとき。
 - ④その他これに準じる事由が生じたとき。

(職務)

第 14 条 各役員職務は次のとおりとする。

1. 部長は本部の運営上のすべてを代表する。

2. 顧問は本部運営上の問題について部長の諮問に応じる。
3. 監督は本部の練習上のすべてを統括する。
4. コーチは部長、監督を補佐し部員学生の指導にあたる。
5. 師範は剣道の専門家として部員の指導にあたる。
6. 主将は本部を代表し、本部の活動全体を統括する。加えて総会及び幹部会での決定事項を執行する。副主将は主将を補佐し、主将が欠けたとき又は事故があるときは主将の職務を代行する。
7. 主務は本部の事務全般を掌握し主導する。副主務は主務を補佐する。
8. 会計は本部の一切の金銭出納を担当する。副会計は会計を補佐する。
9. 幹事、副幹事は各学生連盟の規約に従い、本部の渉外的事務を本部役員と密接に連携し、統括する。
10. 統制長は部内風紀を統制する。副統制長は統制長を補佐する。

(学生役員の欠員)

第 15 条 欠員した幹部の選出は、次の方法で行う。

1. 学生役員が辞任その他の事情により欠員が生じた場合は、直ちに指導役員及び学生役員の協議によって後任を選出し、部長により任命される。
2. 前項により選任された者の任期は、前任者の残余期間とする。

第四章 審議機関

(機関)

第 16 条 本部は、次の審議機関を置く。

1. 総会
2. 幹部会
3. 部会

(総会)

第 17 条 総会は、指導役員・本部全部員を以って構成する最高議決機関である。

(定期総会・臨時総会)

第 18 条 定期総会は、毎年度 5 月に必ず開催するものとする。また、以下の場合は随時臨時総会を開催する。

1. 幹部会の議を経て必要と認めるとき
2. 5 分の 2 以上の部員が、臨時総会の開催を求め、その目的を書面で部長に提出したと

き。

3. 部長が必要と判断したとき。

(総会の開催通知)

第 19 条 総会は、部長が招集し、開催日の 1 週間以前に学生役員を通じて全部員に通知する。

(総会の決議要件)

第 20 条 総会は、次の事項を決議する。

1. 予算の承認
2. 本部の基本的活動方針、スケジュールの承認
3. 部則の改正案の承認
4. その他部員の身分にかかわる等幹部会が必要と認めた重要事項の審議・決定

(幹部会)

第 21 条 幹部会は、第 12 条に定める学生役員によって構成する。

第 22 条 幹部会は、必要に応じて主将が招集し、前条の幹部会構成員の 2 分の 1 以上の出席を得て成立する。議決は出席者の過半数を以って決す。主将が議長となって議事進行する。

(幹部会の審議事項)

第 23 条 幹部会は、次の事項を審議する。

1. 総会開催日及び総会に諮る議案の決定
2. 本部に関わる活動・行事の審議
3. その他この部則に定める事項及び本部活動全般に関し必要と思われる事項の審議

(部会)

第 24 条 部会は、必要に応じて主将が招集し、出来る限り多くの部員参加の下に、次の事項を協議する。

1. 部の運営に関する協議
2. 部費及び大会登録費等に関する事項
3. 諸大会の反省
4. その他の部員に対する日常の要望事項

第五章 会計

(経理)

第 25 条 本部の経理は、部費・OB 会援助金・寄付その他の収入によってこれにあたる。

(会計年度)

第 26 条 本部の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の 1 年間と定める。

(部費)

第 27 条 本部の部員は、部の活動経費として、毎月部費を納める義務を有する。(支払日は、原則毎月月末とし、支払えない者は理由を明確に示した上で会計の承認の下、振替期限日を翌月 10 日までとする。)

(合宿費・遠征費)

第 28 条 原則とし前払いとし、会計が定める支払期限内に支払う。

(納付金の不還付)

第 29 条 すでに納入された部費及び遠征費、合宿費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(会計報告)

第 30 条 会計は、決算報告書を作成し、総会で会計報告を行う。

会計は、会計報告において、以下の事項を報告しなければならない。

1. 支出に関する各項目の必要性及び相当性
2. 収入に関する各項目の必要性及び相当性
3. 支出及び収入に関する部員からの質問に対する回答
4. その他必要な事項

(制度開始時の経過措置)

(削除)

第六章 部活動

(稽古)

第 31 条 稽古は、主将・副主将が中心となってメニューを考案し、監督・コーチ・師範に相談・承認のもとに行う。

(合宿・遠征)

第 32 条 合宿は、原則として年 2 回(春季合宿・夏季合宿)を行うものとする。その他、学生役員が協議の結果、合宿を行う必要があると判断した場合、指導役員に相談の上、部長・顧問の承認の下、行うものとする。遠征は、学生役員で協議の上、指導役員に相談の上、部長・顧問の承認の下、決定する。

(出席)

第 33 条 部活動への参加(部会を含む)は部員の義務であり、特別な理由がない限り欠席は認めない。但し、部の公務については公務欠席とする。特別な理由としては、授業、補講、就職活動、教育実習、体調不良、事故、その他大学で公欠が認められているもの。また、学生役員が認めた事由以外の欠席は、無断欠席とする。

(正装)

第 34 条 式典・団体行動時の服装として、部員は正装を着用すること。正装は、黒または濃紺のスーツ、白色のワイシャツとする。男子はエンジのネクタイを着用すること。

(髪型・装飾品)

第 35 条 式典・団体行動時の茶髪等の染髪は禁止とする。学生としてふさわしく清潔感のある髪型にすること。活動時におけるスポーツ医療機器を含む一切の装飾品の着用を禁止する。

(喫煙)

第 36 条 試合場での飲酒・喫煙は禁止とする。なお、20 歳未満の飲酒・喫煙は如何なる場合も認めない。

第七章 附則

(部則の変更)

第 37 条 部則を変更する際は、総会で協議の上決定するものとする。

(施行)

第 38 条 本部則は令和 5 年 4 月 1 日よりこれを施行する。また、部則を施行するにあたり必要と認められる細則を別に定めることができる。